

特定非営利活動法人ひろしまスポデミア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひろしまスポデミアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐南区祇園二丁目38-11に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県内の子ども・若者及びその保護者等に対して、運動・スポーツ活動、学習支援、メンタル面への配慮を含む相談支援、進路及び社会参加に向けた支援に関する事業を行い、一人ひとりの状況に応じた学びと活動の場を広げることで、子ども・若者の心身の健全な成長、自立及び多様な教育機会の確保に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども・若者の運動・スポーツ体験及び身体づくり支援事業
- (2) 子ども・若者の学習支援、学び直し及び進路相談事業
- (3) 不登校、登校しぶり等の子ども・若者に対する居場所づくり及び相談支援事業
- (4) メンタル面への配慮を含む心のサポート及び保護者相談事業
- (5) 学校外の学び及び活動の記録、学校・教育委員会等との連携並びに出席扱いに向けた支援事業
- (6) 社会参加・自立に向けた体験活動及びキャリア支援事業
- (7) 子ども支援に関する講演会、研修会、情報発信及び地域連携事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 子ども教育に関して興味を持っていて、子どもの学びとこれからのあり方について考える意思を持つ者

(2) ひろしまスポデミアの活動に賛同し、活動を妨げない者

(3) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、2人を代表理事、1人を副理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 各代表理事は、それぞれこの法人を代表する。ただし、業務執行に関する重要事項は、理事会の議決に基づき行うものとする。
- 3 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 副理事は、代表理事を補佐し、代表理事の全員に事故あるとき又は代表理事の全員が欠けたときは、理事会があらかじめ定めるところにより、その業務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表理事 2 名及び議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、あらかじめ理事会で定める代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事会において選出された理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 榎原汰征
代表理事 山口雅史
副理事 西山弥生
監事 植田悠司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年4月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金2000円 年会費3000円
(2) 賛助会員（個人）入会金0円 年会費3000円
(3) 賛助会員（団体）入会金0円 年会費5000円

設立趣旨書

1 趣旨

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。学校生活や人間関係、学習への不安、生活リズムの乱れ、運動機会の減少、自己肯定感の低下など、子どもたちが抱える課題は一つではなく、複雑に重なり合っています。特に、不登校や登校しぶり、集団生活への不安を抱える子どもたちにとって、学校と家庭だけでは十分に支えきれない場面も少なくありません。

広島県においても、不登校児童生徒への支援は重要な課題となっています。広島県教育委員会が公表した令和6年度の資料によれば、広島県における国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校 3,559 人、中学校 5,179 人、高等学校 1,843 人、合計 10,581 人とされています。また、児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、小学校 25.4 人、中学校 68.5 人、高等学校 27.6 人であり、いずれも全国値を上回っています。

また、文部科学省は、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、一定の要件のもとで ICT 等を活用した学習活動を行う場合について、指導要録上の出席扱いとすることができる旨を示しています。しかし、制度が存在していても、保護者や子どもたちに十分に知られていなかったり、学校外の支援機関と学校との連携体制が十分に整っていなかったりすることで、制度の趣旨が十分に生かされていない場面もあります。

保護者の方々からは、学力面の心配だけでなく、「将来、社会に出て自立していけるのか」「人と関わりながら働いていけるのか」「自分の力で生きていけるのか」といった、子どもの将来に対する切実な不安の声も多く聞かれます。子どもたちが社会の中で自分らしく生きていくためには、学習面の支援だけでは十分ではありません。身体を動かす経験、心を整える時間、人と関わる経験、自分の得意や苦手を知る機会、そして将来の社会参加を見据えた継続的な支援が必要です。

私たちは、これまで広島市を中心に、子どもたちへの運動・スポーツ指導、学習支援、進路相談、保護者相談に取り組んできました。その中で、子どもたちの成長には、「身体を動かすこと」「自分のペースで学び直せること」「信頼できる大人とつながること」「小さな成功体験を積み重ねること」が大きな力になると実感してきました。

そこで、私たちは、運動・スポーツと学習・進路支援をつなぎ、メンタル面への配慮を含む伴走支援を行う団体として、特定非営利活動法人ひろしまスポデミアを設立します。

本法人は、運動・スポーツ指導と、学習支援・進路相談・保護者相談を基盤とし、子どもたち一人ひとりに合った支援を行います。運動・スポーツを通して、体力、挑戦する力、協調性、自己肯定感を育み、学習支援を通して、学び直し、進路選択、将来への準備を支えていきます。

本法人が目指すのは、単にスポーツが得意な子を育てることや、勉強ができる子を増やすことだけではありません。子どもたちが、自分の身体を動かし、自分の心と向き合い、自分のペースで学び、人と関わる経験を重ねながら、将来社会の中で自分らしく生きていく力を育てることです。

そのために、地域の子どもたちや保護者に対して、運動・スポーツ活動、学習支援、進路相談、メンタル面への配慮を含む相談・伴走支援、社会参加・自立に向けた支援、保護者相談、関係機関との連携事業を行います。これらの活動は、特定の個人や団体の利益のためではなく、広島地域に暮らす子どもたち、保護者、学校、地域社会に広く寄与するものです。

また、本法人では、学校、教育委員会、保護者、地域団体等と連携し、子ども一人ひとりの学習内容、活動状況、面談記録、成長の過程を適切に記録・共有する仕組みを整えます。これにより、学校外での学びや活動が、個々の状況に応じて指導要録上の出席扱いとして認められる可能性を広げていくことを目指します。なお、出席扱いの判断は各学校長が行うものであるため、本法人は学校との丁寧な連携と情報共有を重視します。

将来的には、広島県が、不登校児童生徒の学習継続支援、学校外での活動支援、出席扱い制度の活用において全国をリードする地域となることを目指します。そして、広島県で確立した、学習・スポーツ・心のサポートを一体的に行う新しい教育支援モデルを全国へ広げ、支援につながらず孤立する不登校の子どもたちをなくすことを目指します。

これまでの活動をより継続的かつ安定的に実施し、学校、行政、地域団体、企業、専門機関等との連携を広げていくためには、社会的信用と透明性を備えた法人格が必要です。任意の活動にとどまらず、責任ある団体として事業を行い、地域の子どもたちの心身の健全な成長と、将来の社会参加に寄与するため、ここに特定非営利活動法人ひろしまスポデミアを設立します。

2 申請に至るまでの経過

令和8年3月頃 広島市内において、スポーツ教室 ACTIVE BODY による子どもたちへの運動・スポーツ指導、完全個別指導塾オールウェイズによる学習支援・進路相談・保護者相談、フリースクールデイジーによる不登校・ひきこもり支援、訪問による支援をそれぞれの活動の中で実施してきた。

令和8年3月31日 子どもたちの運動機会の減少、学習不安、自己肯定感の低下、不登校や登校しぶり、将来への不安等の課題に対して、運動・スポーツと学習・進路支援を連携して行う必要性について協議を開始した。

令和8年4月27日 ACTIVE BODY 及び完全個別指導塾オールウェイズ、デイジーの関係者間で、子ども一人ひとりに合わせた学習・スポーツ・心のサポートを行う仕組みづくりについて検討を開始した。

令和 8 年 5 月 18 日 学校外での学びや活動を適切に記録し、学校・保護者・関係機関と共有することで、不登校児童生徒の出席扱いにつながる支援体制を整える必要性について協議した。

令和 8 年 5 月 28、29、6 月 10 日 特定非営利活動法人として、継続的かつ公益的に事業を実施するため、設立準備会を開催し、法人の目的、事業内容、運営体制等について協議した。

令和 8 年 6 月 17 日 祇園商工会にて活動趣旨の説明や、特定非営利活動法人設立準備に向けた相談を行う。

令和 8 年 6 月 26 日 ひろしま NPO センターに訪問し、ACTIVE BODY 及び完全個別指導塾オールウェイズ、デイジーの活動とフリースクール設立の目的と経緯を説明し、NPO 法人設立に向けたアドバイスをもらう。

令和 8 年 8 月 2 日 特定非営利活動法人ひろしまスポデミアの設立総会を開催し、定款、役員、設立趣旨、事業計画、活動予算等について協議した。

令和8年8月2日

特定非営利活動法人ひろしまスポデミア
設立代表者 榎原汰征・山口雅史

役員名簿

令和 8年 8月 2日現在

法人名 特定非営利活動法人ひろしまスポデミア

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	代表理事	檜原 汰征		無
理事	代表理事	山口 雅史		無
理事	副理事	西山 弥生		無
監事		植田 悠司		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人ひろしまスポデミア

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、ACTIVE BODY が有する運動・スポーツ指導の専門性と、完全個別指導塾オールウェイズが有する学習・進路支援の実践を基盤として、法人の運営体制及び支援の基本的な仕組みを整備する。不登校、登校しぶり、集団生活への不安、学習上の困難等を抱える子ども・若者を含む地域の子どもに対し、運動・スポーツ、学習及び心のサポートを個別に組み合わせ提供する。また、本人及び保護者の意向を尊重しながら、学校外で行った学習・活動の記録を整え、在籍校との情報共有及び出席扱い制度の活用に向けた連携を開始する。初年度は、支援対象、実施手順、記録方法、安全管理、個人情報の取扱い及び関係機関との連携方法を明確にし、翌年度以降の継続的な事業展開につながる基盤づくりを重点とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
子ども・若者の運動・スポーツ体験及び身体づくり支援事業	不登校、登校しぶり、集団生活への不安等を抱える子ども・若者を含む地域の子どもを対象に、学習指導要領を踏まえ、基礎体力づくり、運動遊び、個別及び小集団でのスポーツ活動、スポーツイベントへの参加等を実施する。参加状況や本人の特性に応じて内容を調整し、達成感、自己肯定感及び他者と関わる力の向上を図る。	(A) 法人成立後から令和9年3月まで、原則週3～5回 (B) 広島市安佐南区内の運動施設、ACTIVE BODY 等 (C) 1回2～4人	(D) 広島県内の小学生から高校生まで (E) 延べ約180人	641
子ども・若者の学習支援、学び直し及び進路相談事業	一人ひとりの学習状況、在籍校の学習進度、興味関心及び将来希望、学習指導要領を踏まえ、個別学習支援、学び直し、進路相談を行う。学習内容・時間・成果を記録し、必要に応じて保護者及び在籍校と共有する。	(A) 法人成立後から令和9年3月まで、原則週3～5回 (B) 広島市安佐南区内、完全個別指導塾オールウェイズ等 (C) 1回2～4人	(D) 広島県内の小学生から高校生まで (E) 延べ約240人	855
不登校、登校しぶり等の子ども・若者に対する居場所づくり及び相談支援事業	子ども・若者との定期的な面談や日常的な声掛けを行い、生活リズム、対人関係、自己理解及び活動参加に関する相談に対応する。必要に応じてフリースクールデイジー等の支援機関と連携する。医療行為は行わず、必要に応じて医療・福祉等の専門機関につなぐ。	(A) 法人成立後から令和9年3月まで、随時 (B) 広島市内の活動拠点及びオンライン (C) 1回1～3人	(D) 支援を必要とする子ども・若者 (E) 延べ約120人	214
メンタル面への配慮を含む心のサポート及び保護者相談事業	保護者に対し、子どもの学習、運動、生活、進路及び学校との連携に関する相談を行う。本人・保護者との面談資料や活動報告を活用して支援方針を共有し、家庭のみで課題を抱え込まない体制づくりを進める。	(A) 法人成立後から令和9年3月まで、月1回及び随時 (B) 広島市内の活動拠点及びオンライン (C) 1回2～4人	(D) 利用児童生徒の保護者等 (E) 延べ約100人	107

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
学校外の学び及び活動の記録、学校・教育委員会等との連携並びに出席扱いに向けた支援事業	在籍校、教育委員会、行政、地域団体及び専門機関と連携し、学校外での学習・活動記録を整理する。出席扱い制度について情報提供を行い、本人及び保護者の希望を踏まえて学校との協議を支援する。	(A) 法人成立後から令和 9 年 3 月まで、随時 (B) 広島県内の学校、行政機関及び活動拠点 (C) 1 回 1～3 人	(D) 利用児童生徒、保護者、学校関係者等 (E) 延べ約 150 人	107
社会参加・自立に向けた体験活動及びキャリア支援事業	生活習慣、コミュニケーション、役割分担、時間管理等を学ぶ活動を行い、将来の進学、就労及び社会参加につながる基礎的な力を育成する。野外活動、地域イベントへの参加、施設見学等の体験機会を設ける。	(A) 法人成立後から令和 9 年 3 月まで、月 1 回程度 (B) 広島市内及び協力事業所等 (C) 1 回 1～4 人	(D) 主に中学生・高校生及び若者 (E) 延べ約 150 人	107
子ども支援に関する講演会、研修会、情報発信及び地域連携事業	不登校支援、学校外の学び、運動と心身の健康、出席扱い制度等について、看板、ウェブサイト、SNS、チラシ・パンフレット、資料配布及び小規模な説明会等により情報発信を行う。不登校支援及び救命・応急手当等に関する研修も実施する。	(A) 法人成立後から令和 9 年 3 月まで、随時 (B) 広島県内及びオンライン (C) 1 回 2～5 人	(D) 子ども、保護者、教育・支援関係者及び地域住民 (E) 延べ約 300 人	53
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	他の教育機関・団体との連携	(A) 法人設立後から月 1 回程度 (B) 広島県内の学校、行政機関及び活動拠点 (C) 1 回 1～3 人	(D) 教育・支援関係者 (E) 延べ約 15 人	53
計 2137 千円				

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2 事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別冊で作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載する。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がないため、「実施予定なし」と記載している。

次期事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人ひろしまスポデミア

1 事業実施の方針

次期事業年度は、設立初年度に整備した支援体制及び活動記録を検証し、運動・スポーツ、学習及び心のサポートを一体的に提供する事業を本格的に展開する。子ども・若者一人ひとりの状況、希望及び成長段階に応じた個別支援計画を充実させるとともに、保護者、在籍校、教育委員会、行政、地域団体、医療・福祉等の専門機関との連携を強化する。特に、学校外での学習や活動が適切に評価されるよう、実施内容、参加状況及び学習成果等の記録・共有方法を確立し、学校長の判断による出席扱い制度の活用促進を目指す。また、野外活動、地域イベント及びスポーツイベント等の体験機会を拡充し、実践結果を蓄積・発信することで、広島県における持続可能な不登校支援モデルの形成につなげる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
子ども・若者の運動・スポーツ体験及び身体づくり支援事業	不登校、登校しづり、集団生活への不安等を抱える子ども・若者を含む地域の子どもの対象に、学習指導要領を踏まえ、基礎体力づくり、運動遊び、個別及び小集団でのスポーツ活動、スポーツイベントへの参加等を実施する。参加状況や本人の特性に応じて内容を調整し、達成感、自己肯定感及び他者と関わる力の向上を図る。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、原則週3～5回 (B) 広島市安佐南区内の運動施設、ACTIVE BODY等 (C) 1回3～5人	(D) 広島県内の小学生から高校生まで (E) 延べ約180人	1,053
子ども・若者の学習支援、学び直し及び進路相談事業	一人ひとりの学習状況、在籍校の学習進度、興味関心及び将来希望、学習指導要領を踏まえ、個別学習支援、学び直し、進路相談を行う。学習内容・時間・成果を記録し、必要に応じて保護者及び在籍校と共有する。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、原則週3～5回 (B) 広島市安佐南区内、完全個別指導塾オールウェイズ等 (C) 1回2～4人	(D) 広島県内の小学生から高校生まで (E) 延べ約240人	1,404
不登校、登校しづり等の子ども・若者に対する居場所づくり及び相談支援事業	子ども・若者との定期的な面談や日常的な声掛けを行い、生活リズム、対人関係、自己理解及び活動参加に関する相談に対応する。必要に応じてフリースクールデイジー等の支援機関と連携する。医療行為は行わず、必要に応じて医療・福祉等の専門機関につなぐ。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、随時 (B) 広島市内の活動拠点及びオンライン (C) 1回1～3人	(D) 支援を必要とする子ども・若者 (E) 延べ約120人	350
メンタル面への配慮を含む心のサポート及び保護者相談事業	保護者に対し、子どもの学習、運動、生活、進路及び学校との連携に関する相談を行う。本人・保護者との面談資料や活動報告を活用して支援方針を共有し、家庭のみで課題を抱え込まない体制づくりを進める。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、月1回及び随時 (B) 広島市内の活動拠点及びオンライン (C) 1回2～4人	(D) 主に中学生・高校生及び若者 (E) 延べ約100人	176

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
学校外の学び及び活動の記録、学校・教育委員会等との連携並びに出席扱いに向けた支援事業	在籍校、教育委員会、行政、地域団体及び専門機関と連携し、学校外での学習・活動記録を整理する。出席扱い制度について情報提供を行い、本人及び保護者の希望を踏まえて学校との協議を支援する。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、月1回及び随時 (B) 広島県内の学校、行政機関及び活動拠点 (C) 1回1～3人	(D) 利用児童生徒の保護者等 (E) 延べ約150人	176
社会参加・自立に向けた体験活動及びキャリア支援事業	生活習慣、コミュニケーション、役割分担、時間管理等を学ぶ活動を行い、将来の進学、就労及び社会参加につながる基礎的な力を育成する。野外活動、地域イベントへの参加、施設見学等の体験機会を設ける。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、随時 (B) 広島市内及び協力事業所等 (C) 1回1～4人	(D) 利用児童生徒、保護者、学校・行政・地域関係者等 (E) 延べ約150人	176
子ども支援に関する講演会、研修会、情報発信及び地域連携事業	不登校支援、学校外の学び、運動と心身の健康、出席扱い制度等について、看板、ウェブサイト、SNS、チラシ・パンフレット、資料配布及び小規模な説明会等により情報発信を行う。不登校支援及び救命・応急手当等に関する研修も実施する。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで、随時 (B) 広島県内及びオンライン (C) 1回2～5人	(D) 子ども、保護者、教育・支援関係者、地域住民等 (E) 延べ約300人	88
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	他の教育機関・団体との連携	(A) 法人設立後から月1回程度 (B) 広島県内の学校、行政機関及び活動拠点 (C) 1回1～3人	(D) 教育・支援関係者 (E) 延べ約15人	88
計				3,511千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ひろしまスポデミア (単位:円)

科目	内訳金額	合計金額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	30,000	
受取会費計		80,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	-	
施設等受入評価益	-	
受取寄附金計		-
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	300,000	
受取補助金	-	
受取助成金等計		300,000
4. 事業収益		
子ども・若者の運動・スポーツ体験及び身体づくり支援事業	210,000	
子ども・若者の学習支援、学び直し及び進路相談事業	280,000	
不登校、登校しづり等の子ども・若者に対する居場所づくり及び相談支援事業	70,000	
メンタル面への配慮を含む心のサポート及び保護者相談事業	35,000	
学校外の学び及び活動の記録、学校・教育委員会等との連携並びに出席扱いに向けた支援事業	35,000	
社会参加・自立に向けた体験活動及びキャリア支援事業	35,000	
子ども支援に関する講演会、研修会、情報発信及び地域連携事業	17,500	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	17,500	
事業収益計		700,000
5. その他収益		
受取利息	500	
雑収益	-	
その他収益計		500
経常収益計 (A)		1,080,500
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	720,000	
法定福利費	206,166	
福利厚生費	10,000	
人件費計		936,166
(2) その他経費		
業務委託費	325,000	
施設使用料	300,000	
水道光熱費	-	
消耗品費	60,000	
教材・運動用具費	100,000	
旅費交通費	80,000	
通信運搬費	20,000	
広告宣伝費	100,000	
保険料	58,000	
研修費	60,000	
会議費	-	
印刷製本費	8,000	
行事・体験活動費	50,000	
支払手数料	20,000	
減価償却費	-	
雑費	20,000	
その他経費計		1,201,000
事業費計		2,137,166

2. 管理費

(1) 人件費

役員報酬	-	
給料手当	720,000	
法定福利費	206,166	
福利厚生費	10,000	
人件費計		936,166

(2) その他経費

会議費	50,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	20,000	
消耗品費	60,000	
印刷製本費	8,000	
専門家報酬	50,000	
支払手数料	20,000	
雑費	20,000	
その他経費計		268,000

管理費計		1,204,166
------	--	-----------

経常費用計 (B)		3,341,332
-----------	--	-----------

当期経常増減額 (A-B)		△2,260,832
---------------	--	------------

III 経常外収益

1. 固定資産売却益	-	
------------	---	--

経常外収益計 (C)		-
------------	--	---

IV 経常外費用

1. 過年度損益修正損	-	
-------------	---	--

経常外費用計 (D)		-
------------	--	---

① 当期正味財産増減額 [(A-B) + (C-D)]		△2,260,832
-------------------------------	--	------------

② 設立時正味財産額		-
------------	--	---

次期繰越正味財産額 (①+②)		△2,260,832
-----------------	--	------------

次期事業年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ひろしまスポデミア (単位: 円)

科目	内訳金額	合計金額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	90,000	
受取会費計		120,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	-	
受取寄附金計		100,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	500,000	
受取補助金	500,000	
受取助成金等計		1,000,000
4. 事業収益		
子ども・若者の運動・スポーツ体験及び身体づくり支援事業	1,639,200	
子ども・若者の学習支援、学び直し及び進路相談事業	2,185,600	
不登校、登校しぶり等の子ども・若者に対する居場所づくり及び相談支援事業	546,400	
メンタル面への配慮を含む心のサポート及び保護者相談事業	273,200	
学校外の学び及び活動の記録、学校・教育委員会等との連携並びに出席扱いに向けた支援事業	273,200	
社会参加・自立に向けた体験活動及びキャリア支援事業	273,200	
子ども支援に関する講演会、研修会、情報発信及び地域連携事業	136,600	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	136,600	
事業収益計		5,464,000
5. その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	-	
その他収益計		1,000
経常収益計 (A)		6,685,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,440,000	
法定福利費	412,332	
福利厚生費	10,000	
人件費計		1,862,332
(2) その他経費		
業務委託費	300,000	
施設使用料	600,000	
水道光熱費	-	
消耗品費	60,000	
教材・運動用具費	100,000	
旅費交通費	60,000	
通信運搬費	60,000	
広告宣伝費	100,000	
保険料	87,000	
研修費	60,000	
会議費	-	
印刷製本費	12,000	
行事・体験活動費	150,000	
支払手数料	30,000	
減価償却費	-	
雑費	30,000	
その他経費計		1,649,000

事業費計		3,511,332
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	1,440,000	
法定福利費	412,332	
福利厚生費	10,000	
人件費計		1,862,332
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	60,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	60,000	
印刷製本費	12,000	
支払手数料	30,000	
雑費	30,000	
その他経費計		302,000
管理費計		2,164,332
経常費用計 (B)		5,675,664
当期経常増減額 (A-B)		1,009,336
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	
経常外収益計 (C)		-
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	
経常外費用計 (D)		-
① 当期正味財産増減額 [(A-B) + (C-D)]		1,009,336
② 前期繰越正味財産額		△2,260,832
次期繰越正味財産額 (①+②)		△1,251,496